

所管部課		健幸福祉部 障害福祉課		部長		青木 一麻	
件 名		東大和市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行 細則の一部を改正する規則について		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係 事項	条例 規則						
	部課 機関						
1. 要 旨 療養介護医療に関する自己負担額については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令において、所得区分に応じた負担上限月額が定められている。 令和8年6月3日付けで、児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第192号）が公布され、所得区分の低所得者1と低所得者2を分ける基準の見直しが行われたことに伴い、介護給付費支給申請書等の様式に記載された基準額について、改正を行うものである。 （1）主な改正内容 第1号様式及び第6号様式中「80万9千円」を「82万6,500円」に改める。 （2）施行日 公布の日から施行する。							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） ・令和8年6月3日付 児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第192号）が公布 ・総務課において審査済み							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議付議後、速やかに改正手続きを進めたい。							
5. 審議結果 決定							